

浄化槽放流水の蒸発拡散方式による処理について

(放流先がない場合の浄化槽放流水の処理に係るガイドライン 第2章第4)

1 放流先がない場合の浄化槽の処理に係るガイドライン（抜粋）

(蒸発拡散装置の要件)

第4 蒸発拡散装置は、次の要件を満たすものとする。

- 一 放流水を蒸発拡散させる装置として、公的試験研究機関等による性能評価又は行政機関（関東地方の都県・保健所設置市に限る。）による構造認定を得ていること。

2 千葉県における認定処理装置一覧

認定取得者・電話	認定した処理装置の名称	認定番号・認定日
毛管浄化システム(株) 03-5995-2849	土壤式毛管浸潤装置	一般 第1号 昭和62年1月28日
(株)東洋技研 048-865-0133	東洋式R剤土壤三次処理蒸発拡散装置	一般 第2号 昭和62年1月28日
(株)たつみ産業 043-445-3000	たつみ蒸発拡散装置	一般 第5号 昭和62年1月28日
大成工業(株) 0859-32-1137	タフガード	千葉県建指令 第5号 平成6年4月21日
(株)SRS-DB 0296-77-5801	SRS-CV21-EPS	千葉県建指令 第21号 平成16年11月15日
(有)菅澤設備工業 0479-75-1802	メッククリーンシステム	千葉県建指令 第22号 平成16年11月15日
(株)佐藤設備 043-291-0263	サトー式アクア・パーティクルシステム	千葉県建指令 第23号 平成16年11月15日

<備考>

(1) 県では、昭和60年10月1日施行の千葉県浄化槽取扱指導要綱に基づき、蒸発拡散装置について、知事による認定を行ってきた。今後は県として新たな認定を行う予定はないが、認定済みの蒸発拡散装置の認定の効力は存続する。

(2) 千葉県認定を受けた蒸発拡散装置の設置にあたっては、昭和60年10月1日施行の千葉県浄化槽取扱指導要綱を基にして、装置ごとに設置条件を定めている。

この設置条件は認定取得時点（又は変更届受理時点）のものとなるため、設置にあたっては各認定取得者に認定取得時点等の設置条件を確認のこと。